別表　［ＦＥＮＩＣＳビジネスＶＰＮアドバンス 設定変更サービス］

１．ネットワークサービスの提供
当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、第４項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を提供します。

２．ネットワークサービスの概要
本ネットワークサービスは、複数の甲設備間を、アクセス回線、アクセスポイント、ＦＥＮＩＣＳネットワークサービス用電気通信回線およびＦＥＮＩＣＳネットワークサービス用電気通信設備で接続することにより、甲が、専用の閉域ＩＰネットワークおよびインターネットを利用できるようにするネットワークサービスにおいて、ネットワークサービス用電気通信設備に対し、第４項記載の内容を実施するサービスです。

３．ネットワークサービス提供の前提条件
本ネットワークサービスの提供にあたっては別途甲と乙の間において、「ＦＥＮＩＣＳ　ビジネスＶＰＮアドバンス」の基本サービス（以下「基本サービス」という）の提供に関する契約が締結されていることを前提とします。

４．ネットワークサービスの内容
乙は、ネットワークサービス用電気通信設備に対し、以下の各号に定める作業のうち、別途甲乙合意した作業を実施します。
（１）ネットワークサービス用電気通信設備に対するルーティング設定の追加／変更／削除作業
（２）ＦＥＮＩＣＳサイトセキュリティにおけるファイアウォールのルール変更作業
（３）ＦＥＮＩＣＳクラウド接続サービス　ｆｏｒ　Ａｚｕｒｅにおけるネットワークサービス用電気通信設備に対する変更作業
（４）ＦＥＮＩＣＳクラウド接続サービス　ｆｏｒ　ＡＷＳにおけるネットワークサービス用電気通信設備に対する変更作業
（５）ＦＥＮＩＣＳクラウド接続サービス　ｆｏｒ　ニフクラにおけるネットワークサービス用電気通信設備に対する変更作業
（６）ＦＥＮＩＣＳクラウド接続サービス　ｆｏｒ　ＶＣＣにおけるネットワークサービス用電気通信設備に対する変更作業
（７）前各号以外で、甲乙間で合意した追加／変更／削除作業

５．ネットワークサービス提供時間帯
本ネットワークサービスの提供時間帯は、平日（月曜日から金曜日、ただし乙の休業日を除く）の９時から１７時とします。

６．検収
乙は、本ネットワークサービスの従量一括払サービスの実施終了後すみやかに、乙所定の方法で当該実施終了を甲に報告するものとし、甲は、当該報告の内容を確認のうえ、乙所定の検収に関する書面に記名押印することをもって、乙に対する検収を完了するものとします。

７．利用料金
ネットワークサービス利用規約の定めにかかわらず、本ネットワークサービスの従量一括払利用料金は、甲が検収を完了した日に発生するものとします。

８．料金月
本ネットワークサービスにおける料金月は、前月２１日から当月２０日とします。

９．品目一覧
本ネットワークサービスの品目は、以下のとおりとします。

品名	型名	備考	支払種別	単位
ビジネスＶＰＮアドバンス 設定変更費	ＮＳ３４６０１Ｓ		従量料金制（一括払）	式

［変更内容］
（２０２０年６月１日）本別表を適用します。

［凡例］
本別表では、以下の略称を用いています。

略　称	名　称
ＩＰ	Ｉｎｔｅｒｎｅｔ Ｐｒｏｔｏｃｏｌ
ＶＰＮ	Ｖｉｒｔｕａｌ Ｐｒｉｖａｔｅ Ｎｅｔｗｏｒｋ

以　　上